

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱

制定 令和3年1月28日付け2生畜第1717号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において設定された、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。

このため、令和2年11月30日に農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議において策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットインの発想を踏まえた輸出産地の育成・展開に向け、畜産物の生産者等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の3者が連携して輸出促進を図る体制である「畜産物輸出コンソーシアム」の産地ごとの設立・運営及び輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等を支援することとする。

第2 事業の内容等

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（以下「本事業」という。）は次に掲げるものにより構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体及びその補助率については、別表のとおりとする。

- 1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
- 2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業
 - (1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業
 - (2) 鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業
 - (3) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業
 - (4) 牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等支援事業

第3 事業の実施手続等

本事業に係る具体的な手続等は、第2の1及び2に掲げる事業ごとに、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによる。

第4 成果目標

本事業の成果目標は、生産局長が別に定めるところによる。

第5 事業評価の報告

事業実施主体は、第2の1及び2に掲げる事業ごとに、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、報告するものとする。

第6 推進指導體制等

- 1 地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都道府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第2の1及び2の（1）に掲げる事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 都道府県知事は第2の1及び2の（1）に掲げる事業の効果的な運営を図るため、事業実施主体との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 3 生産局長及び地方農政局長等は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて事業実施主体等に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 その他

本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

別表（第2関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 畜産物輸出コンソーシアムの設立並びに畜産物輸出コンソーシアムが実施する輸出先国のマーケット調査及びPR活動・販売促進活動を支援</p>	<p>1 畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者を含む）</p>	<p>定額</p>
<p>2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業 （1）動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業 牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求する頭絡による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等を支援</p>	<p>2 畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者を含む）</p>	<p>定額</p>
<p>（2）鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業 鶏肉・鶏卵輸出に関してシンガポール・米国等が要求するサルモネラ菌の低減や検査等の課題の解決に必要な会議の開催、手順書の作成、試験・研究・調査及び輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援</p>	<p>3 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>	<p>定額</p>
<p>（3）畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業 輸出先国やマーケットの求める日本産畜産物を供給するために必要な会議の開催、流通方法や品質保持等に係る調査・試験・実証を支援</p>	<p>4 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>	<p>定額</p>
<p>（4）牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等支援事業 牛乳乳製品の輸出時の輸送コスト低減のための技術開発・実証、輸出時の他品目との混載により生じ得る品質低下を防止するための対策等を支援</p>	<p>5 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>	<p>定額</p>